

宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する第1号事業を行う事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

(指定に係る申請者の要件)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請を行うことができる者は、法人格を有する者とする。

(指定の有効期間)

第4条 施行規則第140条の63の7の規定により、町が定める期間は、6年とする。

(指定事業者の指定等)

第5条 法第115条の45の5第1項の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）又は宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定の拒否)

第6条 町長は、前条に規定する指定事業者の指定を行うことにより、本町の介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

(指定の更新等)

第7条 法第115条の45の6第1項に規定に基づき指定事業者の更新を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様

式第4号)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 町長は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定更新の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書(様式第5号)又は宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定の更新をする旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 第5条第2項の規定による指定事業者の指定(第7条第2項の規定による指定の更新に係る指定を含む。)を受けている者(以下「指定事業者」という。)は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書(様式第7号)により、町長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書(様式第8号)により、当該廃止又は休止の日の1月前までに町長に届け出なければならない。
- 3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に、宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者再開届出書(様式第9号)により、町長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第9条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消し・停止通知書(様式第10号)により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(添付書類)

第10条 第3条から前条までの規定による申請書又は届出書には、省令に定めるもののほか、町長が別に定める書類を添付するものとする。

(事業者情報の提供)

第11条 町長は、第3条から前条までの規定による指定、更新、届出の受理又は指定の取消し又は停止(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、必要と認めるものについて、香川県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、第 1 号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。